

令和4年度 第1回特別職報酬等審議会 会議録

日 時：令和4年7月28日（木）AM9:30～AM10:15

場 所：堺市役所 本館地下1階 大会議室

出席者：近藤真司会長、有吉雅子委員、池田辰夫委員、隈元英輔委員、篠藤敦子委員
三原寧大委員、山口由紀子委員、横山健委員

事務局：辻総務局長、香山人事部長、大東労務課長補佐

近藤会長 皆さま、おはようございます。
それでは、審議会をはじめさせていただきます。
前回の審議会の中で委員の皆さまから事務局に用意いただきたい資料があったと承知しています。用意いただきました資料の説明をよろしくお願ひします。

事務局 ・資料の説明

近藤会長 ただいま、事務局から資料について説明がありました。皆さん、資料について何かご質問等はございますでしょうか。

近藤会長 無いようでしたら、各委員の皆さんに「市長の退職手当制度のあり方について」どのようにお考えか伺いたしたいと思います。
まず、事務局に伺いますが、本日、欠席されている野地委員・寺下委員の意見は聞いておられますか。

事務局 はい。お二人には事前に先ほどお示しいたしました資料を説明したうえで、事前にご意見を伺っております。
まず、野地委員の意見ですが、「市長の退職手当のあり方については、平成27年の堺市特別職報酬等審議会の答申以降、何か大きな変動が生じたのであれば、過去の答申を変える必要はない。」とのご意見でした。
また、寺下委員については、「民間企業では退職慰労金制度が廃止傾向にあることは一定考慮する必要がある。」「仮に退職手当を廃止した場合でも、その分を給料月額に上乘せする必要はある。」「退職手当の性格などについてももう少し深い議論が必要ではないか。」とのご意見をいただいております。以上でございます。

近藤会長 ありがとうございます。
欠席されている野地委員・寺下委員のご意見を伺いました。
それでは、皆さんのご意見を伺いたしたいと思います。ご意見ございますでしょうか。

横山委員 私自身は労働者の立場として、堺市の前回の答申、37ページの答申そのままではないかと考えております。
一つは、37ページにもありますが、まずは何より給料をしっかりと貰っていた

だきたいと思います。退職金制度については、無くしてしまうと正直戻すことがなかなか難しいものであるということを考えれば、受け取る受け取らないというのは別にしてもそのまま制度的に維持されてはいかかというふうに思っています。また、退職金というものは勤続報償を含んだ賃金の後払い的性格を持っているのではないかというのはすごく強くあります。

経済的に余裕のある方が市長になられる可能性も当然ありますが、そうでない方が市長を目指されることもあることを考えれば、一定生活保障を行う必要があるのだらうと思っています。また、任期途中で辞任等をした場合、もしくは不祥事等で何かあった場合でも返納ができる今の制度を維持されるべきだと考えています。

一般企業の役員報酬は収益に大きく影響されますが、市としては規定としてきちんと決めておくべきだと思いますし、3ページのA3の資料でもあるように、堺市がすごく上位にあるわけではありませんし、オの一任期当たりの給与総額を見ても、堺市よりはるかに大きい大阪市が下位にあるというのも、見た目と違いますか、どうなんだろうというふうに思います。やはり大阪市は堺市よりも3倍ぐらい大きな人口を抱えていますので、やはりもう少し上位であるべきだろうと思います。

退職手当制度を廃止することによって、一任期当たりの給与総額が下がってしまうことについては、やはり職務・責任の関係からいってもやや不相応ではないかと考えております。また、市長の手当を廃止するということが、一般の公務員の方々に波及する可能性も考えれば、ぜひ今のままの制度を維持していただきたいと考えています。以上です。

近藤会長 ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。

篠藤委員 私も今のお話と同じ意見で、前回の答申を出した時と、外部的な環境が変わったとか、堺市自身に大きな変化があったということもございませんので、変える理由はなかなか見つけにくいのかなと思っています。あと民間企業における退職慰労金制度が廃止傾向にあるというのは、代替的な手段として、例えばストックオプションであったり、企業の場合は業績を上げるということに対して報償を出すという仕組みがあります。そうした点から見て、退職慰労金制度を廃止したとはいえ、総支給額が減ったというわけではないので、区別して考える必要があるかと思っています。

前回の堺市の答申を読んでも、何か不祥事が起こった時の話であるとか、確かにそうだなと、非常に納得するものもありましたので、それに代えるような根拠を見つけることはなかなか難しいかなと思いました。以上です。

近藤会長 ありがとうございます。お二人は制度を廃止することに対して反対のご意見を示されたと思います。

他に何かご意見はございますでしょうか。

隈元委員 今お二方がおっしゃったこと、すごくよく分かるんですけども、堺市の実態としてはここ10年ぐらい市長に退職手当を支給していないという事実があります。

今の堺市長は、マニフェストとして、退職手当制度を廃止するとおっしゃっているということも一つの事実としてあります。退職手当は、給料の後払い的性格を有しているということもあります。今おっしゃった民間のところでも役員報酬に全部振り分けたりしているところがあるので、退職手当制度そのものが本当に今のままでいいのかというのは、考える時期に来ているのではないかなと思います。ただ、政令指定都市の堺市長が、全国の政令指定都市の市長の中であまりに低い給料だと次の市長のなり手が無いと思うんですね。都市格というものがあると思いますが、その都市にふさわしい年収が必要だと思います。それが給料と退職金という形が4年間でふさわしいのか、退職金制度がなくても、それにふさわしい年収を得られるという考え方もあるのではないかと思い、もう少し議論をしていくのも一つかなと思いました。

近藤会長 限元委員のご意見は、退職手当廃止の検討を行うけど、仮に廃止するとしても毎月の給料に上乗せして、年収ベースでは他の政令指定都市と見劣りしない金額をきちっとお支払するということですか。

限元委員 ある程度担保しなくてはいけないかなと思います。
また、例えば退職金を廃止しましたとあって、実態としては給料たくさん貰っているというのは、市民に対して本当に退職金制度を廃止したということが伝わらないと思うので、退職金制度というのはなじまないけれども、年収として貰っていますという形であるならば、退職金という制度そのものを議論して分解していく方がいいのかなという気がしたんです。

近藤会長 ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。

山口委員 私も横山委員と篠藤委員と同じ意見で、廃止をすることに反対で現行のままでいいのではないかと思います。お二方のご意見と同じところは避けたいと思いますが、やはり選挙で選ばれた首長ということになりますので、退職金もあり、それだけの年収をもらえるという中であって、きちんと市民から選ばれているというところを考えていくべきではないかと思います。

今後、永藤市長でなくなったときにも、きちんとその年収をお渡しすることができるといって制度をそのまま残していくべきではないかと思います。優秀な方が立候補していただけるというような意味合いからも、きちんと年収という意味では保障していく必要があると思いますし、この堺市の平成27年の答申が全てだと思っており、変更する意義ということが今の段階では見い出せないというのが私の意見でございます。以上です。

近藤会長 ありがとうございます。一つは優秀な人材を出す意味ではそれなりの報酬を支払うべきだということですね。それから前の答申に関しては、答申を変更する意義を積極的には見い出せないということですね。他にご意見ございますでしょうか。

隈元委員 おっしゃるとおりで、それなりの年収を払ったらいいと思っています。それを退職金という形で最後に支給した方がいいのかどうかというところを考えており、こういう機会があるので、民間企業でも退職金制度がどんどんなくなって給料に上乘せしている中なので、市長の退職手当制度について考えてみてはいいのではないかと思います。年収については私も全く同じで、都市格があるので、堺市の市長になるろうというときに、給料を目的としてなるわけではないでしょうけど、やはりそれなりの給料もらわないとなり手が少なくなってくるので必要だと思います。ちょっと私も非常に迷ってるんです。しかし、退職手当制度というのが今の時代に本当にいいのかどうかを含めて議論すべきではないかということで提案しました。

近藤会長 隈元委員のご意見は、退職手当制度をもうちょっと掘り下げて、どういうものなのか、民間企業の場合と首長等の公選制度における退職金との関係をもうちょっと議論した方がいいんじゃないかというご意見ですね。他に何かご意見ございますでしょうか。三原委員いかがでしょうか。

三原委員 私も隈元委員と同じような感覚ですけど、どうしても退職金制度はね、無くさなければいけないのかなということを思い返すと、現行のままの年収で、市長もそれなりのお仕事されておられるというんであれば別にいいんじゃないかなと私自身は思うんですけどね。そういうところでございます。

近藤会長 皆様のご意見は、退職金を含めた年収ベースでは、現状を維持するということが問題ない、積極的に下げるといえるということはないということですね。隈元委員のおっしゃるとおり、退職金の性質をどう考えるかということはきちっと整理する必要があると思います。

先の堺市の答申にありましたように、不祥事が起こった場合に返納を命ずることが可能であるとか、そういうことも考える必要があるでしょう。また退職金の支出に関してはそれなりの根拠もあるということも分かりました。それが仮に給与になった場合はどうするかという問題もありますね。池田委員、ご意見ございますでしょうか。

池田委員 この問題はかなり全国の自治体で一つの論点というほど大げさなものじゃないですけれども、関心を集めているところです。はっきりいって、理論的にどうだということは全く無いですし、そういう意味では全てが正解だということになると思います。堺市の市長の退職手当については、堺のことは堺で決めるという感覚で議論を掘り下げていくのが一番いいと思います。堺市長の仕事のボリュームあるいはクオリティ、そのあたりの堺市に関わりのある市民も含めた皆さんの感覚というのも私は大事だと思います。様々な意見が出てくるということが非常に重要だと思います。以上です。

近藤会長 有吉委員いかがでしょうか。

有吉委員 私もトータルとして市長の職務にあたる水準は維持されるべきと考えております。優秀な人材の確保という点と、受け取っていただくに値する職務を全うしていただきたいというところがございます。トータルの年収ベースで考えるのか、退職手当として支給するのかという議論については、ちょっと私の方も定まるところはございませんで、平成27年の堺市での議論自体は私は割とじっくりくるものがあった、特に状況の変化がなければというところは思っておったんですが、今お二方ぐらいからご意見があって、実際退職手当として支給することがいいのかどうかについては、検討してみてもいいのかなと今の所感としては若干いたしました。

近藤会長 退職手当に関してはもう少し議論を深めていかなければいけないと思いますし、池田委員が言われましたように堺市の82万人の市民の生命・財産を守るということの市長としての職責、そういうところを含めて、どうあるべきかというのは議論していくべきだと思いますがいかがでしょうか。

近藤会長 退職手当制度については、副市長に関しての問題も出てくると思います。副市長に対しても退職金を払わないと人材を集めることは難しくなってくると思います。ある意味では、市長と連動してくる可能性というのものではないかなと思います。

廃止すべきでないというご意見もあれば、廃止すべきだというご意見もあります。退職手当として支給するべきなのか、特別職の退職手当の性格はどうか。それから民間企業に相当する役員の退職報酬を廃止している場合の報酬水準はどう取り扱っているのか。これはちょっと性質が違うと思いますが。

事務局の方に、そういう資料を用意していただければと思います。市長の退職手当について、もう少し議論を深めていければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 いろいろご意見を賜りましてありがとうございます。

その部分に関しまして、何がご用意できるか今の時点で確定的には申し上げられませんが、資料を整えさせて、次回の審議会でご議論いただきたいと考えてございます。以上です。

近藤会長 民間企業とは性質が違うところがあって、民間企業の場合はストックオプションで出していて、1億円プレーヤーなどがものすごく増えています。そういった民間企業とは性質が大きく違うところはあると思います。

篠藤委員 今回、大阪府と大阪市の議論については示していただいているんですが、他の自治体でもこういう退職手当を議論しているようなところはあるんでしょうか。あればそういう議論を教えていただくことによって、こちらをもっと深い議論ができるかなと思います。

事務局 今、そういう議論が起こっているような自治体があるというのは把握はしておりませんが、調査し、そういった状況がございましたら審議の議事録などを確認いたします。また、他市で特例条例で不支給としている自治体もございますので、実質的に退職手当制度で変化が起こっているというようなところがもし掴めましたら、そういった資料もご用意いたしたいと思います。以上です。

篠藤委員 学説などは随分古いものになりますので、新たに考え方が変わってるようであれば、こちらもそれを前提に議論に入りたいと思います。

事務局 承知いたしました。

近藤会長 他の政令指定都市の報酬審ではどのような議論になっているのか。議論して廃止しないということであればそういった論理付けもありますし、集めることができれば参考にしたいと思います。

事務局 承知いたしました。廃止の議論をしているところ、あるいは維持すべきというような答申が出てるところ、どれだけ収集できるか分かりませんが、調査いたしまして、資料にまとめたいと考えております。

近藤会長 他に何かございますでしょうか。

近藤会長 それでは、事務局に資料の作成をお願いして本日の審議会は閉会したいと思います。次回の会議の日程については、事務局から調整をさせていただくということでよろしいでしょうか。それではよろしく申し上げます。
今日はありがとうございました。